

デジタル臨時行政調査会作業部会の設置について

令和4年2月8日

内閣総理大臣決裁

- 1 デジタル臨時行政調査会の下、構造改革のためのデジタル原則への適合性の点検・見直しや新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制構築の検討等を行うため、デジタル臨時行政調査会作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。
- 2 作業部会の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長 デジタル副大臣

構成員 デジタル改革、規制改革、行政改革に関し優れた識見を有する者のうち から座長が指名する者
- 3 作業部会の庶務は、内閣官房及び内閣府の協力を得て、デジタル庁において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、作業部会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。